押印 を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令要綱

第一 地方財政法施行令の一部改正

地方債証券の申込における申込証への署名又は押印を要しないものとすること。 (第一条関係)

第二 公職選挙法施行令の一部改正

異議  $\mathcal{O}$ 申 出 及び審査 0 申立てに係る文書への押印を要しないものとすること。

第二条関係)

第三 住居表示に関する法律施行令の一部改正

住居 表 示 の実施 のため  $\mathcal{O}$ 町 又は字の区 域の新設等に異議のある住民による変更の請求書 への押印を要し

ないものとすること。

(第三条関係)

第四 住民基本台帳法施行令の一部改正

住民基本台帳法第四章又は第四章の三に規定する届出への押印を要しないものとすること。

(第四条関係)

第五 公害紛争処理法施行令の一部改正

都道府県公害審査会等に提出するあつせん、 調停又は仲裁の申請書への押印を要しないものとすること。

(第五条関係)

第六 政治資金規正法施行令の一部改正

匿名の寄附等に係る寄附物件 の国庫納付手続に係る書面への署名又は押印を要しないものとすること。

(第六条関係)

第七 地方独立行政法人法施行令の一部改正

公立大学法人債 券の申込に お ける申 · 込 証 ^ の署名又は押印を要しないものとすること。 (第七条関係)

第八 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正

異議 の申出に係る文書への押印を要しないものとすること。

(第八条関係)

第九 行政不服審査法施行令の一部改正

審査請求書、 再調査の請求書、 再審査請求書及び不服申立書への押印を要しないものとすること。

(第九条関係)

第十 附則

この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。